

都市内分権に関する小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会規約（以下「規約」という。）第10条第2項の規定に基づき、都市内分権小委員会（以下「小委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、次に掲げる事項について、調査又は審議を行うものとする。

(1) 地域審議会、地域自治区及び合併特例区の制度の適用等に関すること

(組織)

第3条 小委員会は、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会（以下「協議会」という。）の委員をもって組織するものとする。

2 委員は次に掲げる者の中から協議会の会長（以下「会長」という。）が指名した者をもって充てる。

(1) 規約第6条第1項第1号及び5号の委員

(2) 規約第6条第1項第7号ア及びウ並びにエの委員

(委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 小委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議長は、委員長がこれに当たる。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

5 会議は非公開とする。ただし、会議概要は公表するものとする。

(報告)

第6条 委員長は、小委員会の協議結果について、協議会の第7回会議までに協議会の会長に報告するものとする。

2 委員長は、小委員会の協議経過について、随時協議会の会長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 小委員会の会議の庶務は、協議会事務局及び関係分科会が行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年2月14日から施行する。

2 この規程の施行後最初に行われる小委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、会長が招集する。